

鹿児島産業保健総合支援センターでは、四半期に1回、毎月初めに配信しているメールレターの内容などを中心にまとめて、本紙により配信しています。

「治療と仕事の両立支援コーディネーター基礎研修」について

独立行政法人労働者健康安全機構では、治療と仕事の両立支援活動推進のため「両立支援コーディネーター基礎研修」を実施しています。

この研修では、インターネット回線を利用した「動画配信研修」と「WEB ライブ講習」を組み合わせた研修を行います。動画配信による研修(20日間程度の期間において任意の時間で視聴可)をすべて受講していただいた上で、「WEB ライブ講習」開催日にリアルタイム研修を受講していただくことになります。

すべてのカリキュラムを履修された方には修了証を発行します。

★両立支援コーディネーター基礎研修はこちら

<https://www.research.johas.go.jp/ryoritsucoo/>



「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」について

独立行政法人労働者健康安全機構では、治療就労両立支援センター・治療就労両立支援部が中心となって、全ての疾病を対象にした治療と仕事の両立支援に取り組んでいます。

この「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」は、両立支援コーディネーターが両立支援業務を行う際に必要な基本スキルや知識に加え、事例紹介等、支援を実施する上で留意すべき事項などを記載しています。

当マニュアルは、医療従事者や企業の人事・労務担当者、産業保健スタッフの方々にも両立支援の基本的な取組方法がご理解いただけるように構成され、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとしても活用されています。当機構ホームページから無料ダウンロードが可能ですので、是非ご活用ください。

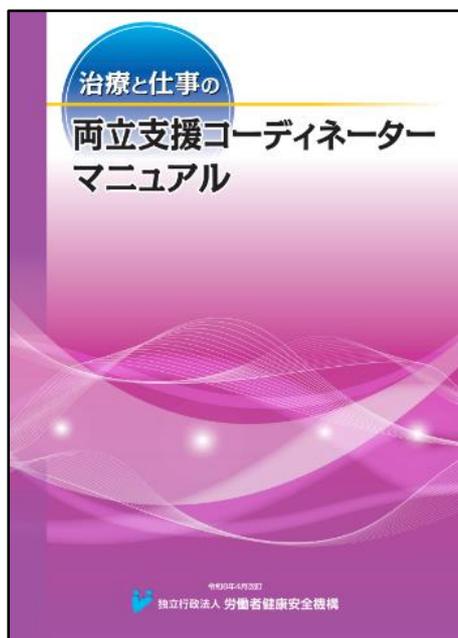
★両立支援コーディネーターマニュアル

<https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/1047/Default.aspx>

★両立支援コーディネーターについて知りたい方

<https://www.research.johas.go.jp/ryoritsucoo/>

事業者や人事労務担当者、疾病を抱える労働者が、病気の治療と仕事を両立するために生じる様々な問題や悩みについて、解決方法を考えてみませんか？鹿児島産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策・両立支援促進員(社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門スタッフ)が無料で相談・支援に応じます！



治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト

治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

事業場向けおすすめの産業保健研修

令和7年度の産業保健研修を計画しましたのでご案内いたします。

今回は年間計画を立てて公開する方法に初めて取り組んでみました。

詳しくは当センターホームページをご覧ください。

参加お待ち
しています



土曜日
開催

事業場の皆様必見! **産業医による**
産業保健研修会のご案内

当センターでは、専門的な産業保健研修会を定期的に開催していますが、事業場の皆様、最近の産業保健について興味はありませんか！お役に立てるテーマをご案内いたしますので、是非、ご参加ください。

講師
紹介



産業保健相談員 **富宿 明子 先生** (産業医学)
県内の事業場の産業医として約20年間に渡りご活動されており、労働衛生コンサルタント(保健衛生)としてもご活躍されています。

参加
無料

<p>令和7年9月20日(土)14:00~16:00</p> <p>テーマ 事業場における治療と仕事の両立支援</p> <p>定員 30名(先着順となります)</p>	<p>令和8年1月17日(土)14:00~16:00</p> <p>テーマ 長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアルの活用</p> <p>定員 30名(先着順となります)</p>
<p>令和7年11月15日(土)14:00~16:00</p> <p>テーマ メンタルヘルスと復職支援</p> <p>定員 30名(先着順となります)</p>	<p>令和8年1月31日(土)14:00~16:00</p> <p>テーマ 女性の健康課題と男性の更年期障害</p> <p>定員 50名(先着順となります)</p>

会場 鹿児島県医師会館(鹿児島市中央町8-1)

令和8年1月31日開催は「4階 大ホール」
それ以外は「3階 中ホール2」となります。

会場には駐車場はございません。
公共交通機関、もしくはコインパーキングをご利用ください。

お申し込みはこちら




産業保健相談員からのメッセージ

●労働生産年齢層における口腔機能ケアの課題

産業保健相談員 松下 幸誠
(担当分野:産業医学(歯科))

近年、口腔機能の重要性が広く認識され、保険適用の枠組みも整備されています。現在、口腔機能発達障害は18歳未満、口腔機能低下症は50歳以上が対象ですが、18歳から50歳の労働生産年齢層のケアが十分ではないという課題があります。

先日開催した幼児期の食育と口腔機能訓練のワークショップでは、多くの子供たちがゴム風船を膨らませることができませんでした。これは呼吸機能の問題とも言えますが、同時に口輪筋や頬筋の発達不全も影響しています。口唇閉鎖力の弱さは口呼吸を助長し、将来的な口腔機能低下のリスクを高めます。

近年、20代から口腔機能が低下し始めるケースが増えています。頬筋や頸筋の衰えは、咀嚼力や嚥下機能の低下を招き、表情や発声、姿勢にも影響を及ぼします。口腔機能の低下はフレイル(加齢に伴う虚弱状態)の進行を早めるため、若年期からの予防が重要です。

幼児期の口腔機能発達の遅れは、成長後の口腔機能低下症の早期発現につながります。さらに、食生活の乱れ、ストレスによる食いしばり、喫煙や飲酒などが加わることで、労働生産年齢層の口腔機能低下が加速する恐れがあります。

現代の食生活では、軟らかい食べ物の増加や咀嚼回数の減少が咀嚼機能の低下を招きます。これにより、消化吸収の低下だけでなく、脳の活性化や全身の健康にも影響が出ます。また、口呼吸が習慣化すると、歯並びの悪化や睡眠時無呼吸症候群のリスクも高まります。

こうした背景から、労働生産年齢層の口腔機能ケアは、生産性や生活の質(QOL)の維持に不可欠です。企業の健康管理の一環として、健康診断に口腔機能評価を組み込むことや、口腔保健の啓発活動を推進することが求められます。

現行の保険制度の年齢区分の見直しや、労働生産年齢層向けの口腔機能低下予防プログラムの導入が必要です。生涯を通じた口腔機能の維持・向上のため、すべての世代を対象とした包括的なケア体制の構築が不可欠です。

【2025(令和7)年4月3日付け メールレター 265号掲載】

●職場健診をデザインする

産業保健相談員 堀内 正久

(担当分野:産業医学)

新年度を迎えて、定期的な職場健診の実施や勧奨が行われる時期となった。職場で行われる健康診断は、基本的には労働安全衛生法に従い法定項目の実施が求められる。その他、事業場の業務によって、特殊健康診断の実施も義務付けられている。健診項目の選択は法律に従ってということではあるが、昨今の産業保健における自律的管理の流れの中で、健康管理もまた、同様の波を受けていると考えられる。一般的ながん検診項目も、福利厚生の一つということにとどまらず、健康経営の考えの元、積極的な受診環境の整備も事業場に求められる状況にもなっている。業務によって生じる健康被害の未然防止という観点だけでなく、職員の健康維持による業務効率の向上もまた、産業保健の課題となっている。法律に準ずるだけでなく、職員にとって必要な健診項目を事業場に提案、デザインする役目が産業医はじめ産業スタッフに求められていると考える。鹿児島市においては、鹿児島市医師会と薬剤師会の合同事業として、保険薬局介在型の大腸がん検査事業も行われている。大腸がん検査受診に消極的だったり、時機を逸したりした従業員に対して、そのような取り組みの存在を周知することも産業保健スタッフの業務の一つという認識が広まることを願っている。

https://kasii.jp/citizen/colon_cancer_testing_support/

春の季節が新しいことの始まりということで、従来の業務を新たに見直し、より質の高い産業保健サービスが各事業場において実施される機会となることを願っている。

【2025(令和7)年5月15日付け メールレター 266号掲載】

●自律的な化学物質管理進んでいますか？

産業保健相談員 中甫木 直樹

(担当分野:労働衛生工学)

労働安全衛生法の法令改正にともなう「新たな化学物質規制」が始まり、1年が過ぎました。事業主、労働衛生担当の皆様、化学物質管理の対応はお済みでしょうか。法令改正前の規制対象物質は674物質でしたが、令和8年4月1日には、約2900物質と対象物質が大幅に拡大されます。規制の義務化が開始されている化学物質は、令和7年4月1日現在で約1500物質あります。

ご所属又はご担当の事業所等において、規制対象物質はありませんでしょうか。

今回の改正で、ラベル表示、SDS 交付及びリスクアセスメントの実施が義務化される物質が大きくなりました。まずは、ケミサポ(労働安全衛生総合研究所)義務対象物質まとめ一覧表(*)、あるいは、NITE 化学物質総合情報提供システム(*)等で、事業所にある化学物質がリスクアセスメント対象物質に該当するかどうかの確認をお願いします。リスクアセスメント対象物質であった場合は、リスクアセスメントを実施する必要があります。

リスクアセスメントの実施において、厚生労働省では、サービス業などを含め、あらゆる業種にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツールとして、CREATE-SIMPLE(Chemical Risk Easy Assessment Tool, Edited for Service Industry and MultiPLE workplaces; クリエイト・シンプル)(*)を作成しています。大量(数 kL、数トン)の化学物質取扱事業者から極少量(数 ml、数 g)の化学物質を取扱う事業者まで、業種を問わず幅広い事業者が使用可能となっています。ぜひご活用ください。

また、今回の法令改正において、皮膚への刺激性、腐食性、皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外のすべての物質について、保護メガネ、保護手袋、保護衣等の使用が義務づけられました。ケミサポに「不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている物質の一覧」が掲載されていますのでご確認ください。

先に挙げた CREATE-SIMPLE ですが、新機能として、経皮吸収による有害性のリスクを見積もる機能が追加されています(ver.3.1 2025.5 更新)。この機能追加によりリスクアセスメントにおけるリスク低減措置の内容検討支援として化学防護手袋の選定機能(手袋材料の耐透過性の表示、手袋の候補の絞り込み)が利用できるようになっています。ぜひご活用ください。

化学物質管理における法改正にともなうリスクアセスメント対象物質の大幅な増加により、事業所においては、これまで以上に労力を割く必要がでてくるかと思われますが、安全安心な職場環境の実現と労働者の健康を守るためにしっかりとしたご対応をお願いいたします。

【参考 URL】

*ケミサポ 労働安全衛生総合研究所 義務対象物質まとめ一覧表

<https://cheminfo.johas.go.jp/useful/list.html#sec1>

*NITE 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 NITE 化学物質総合情報提供システム

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

*厚生労働省 職場のあんぜんサイト CREATE-SIMPLE

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_3.htm

【2025(令和7)年6月16日付け メールレター 267号掲載】

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

ご利用・ご相談は
すべて無料！

さんぽセンターの支援

- ・メンタルヘルス対策支援
- ・専門的・実践的研修
- ・治療と仕事の両立支援
- ・運動指導等の支援 など



独立行政法人
労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL: 099-252-8002

HP: <https://kagoshimas.johas.go.jp/>

